

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
定期積金規定 1 ～ 1 2. （省略） 1 3 ～ 2 0. （省略） 2 1. （休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （１）この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第 2 0 条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。 ただし、当該通知が積金契約者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。 （省略） 2 2. （休眠預金等代替金に関する取扱い） （１）この積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの積金に係る債権は消滅し、積金契約者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、積金契約者等は、当組合を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、積金契約者等は、当組合に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） 2 3. 以下省略 以 上 (令和 4 年 4 月 1 日現在)	定期積金規定 1 ～ 1 2. （省略） 1 3 ～ 2 0. （省略） 2 1. （休眠預金等活用法に係る最終異動日等） （１）この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。 ①第 2 0 条に掲げる異動が最後にあった日 ②将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 ③当組合が積金契約者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。 ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が積金契約者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。 （省略） 2 2. （休眠預金等代替金に関する取扱い） （１）この積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの積金に係る債権は消滅し、積金契約者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。 （２）前項の場合、積金契約者等は、当組合を通じてこの積金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、積金契約者は、当組合に対して有していた積金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。 （省略） 2 3. 以下省略 以 上 (平成 3 年 10 月 1 日現在)